

告示

埼玉県告示第千二百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴木ビル

埼玉県北本市下石戸七丁目三十七番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）鈴木ビル

埼玉県北本市大字下石戸下字二ツ家下耕地二百二十番地六外

（変更後）鈴木ビル

埼玉県北本市下石戸七丁目三十七番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号 外 計四者

（変更後）株式会社スギ薬局 代表取締役 榎原栄一

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四 外 計二者

ハ 変更年月日

平成二十八年九月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十二日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課